

福島県森林環境税のあらまし



福島県の森林は県土の70%を占め、
豊かな自然環境と良好な生活環境を生み出しています。
この豊かな森林を県民共有の財産として保全し、
健全な状態で将来の世代に引き継ぐため、
福島県は森林環境税を導入し、
「県民一人一人が参画する新たな森林づくり」に取り組みます。

森林環境税は県民税均等割に加算して納めていただきます。

個人

(県内に住所、家屋敷等を有する方)
税率:年額1,000円

(ただし、前年の合計所得が125万円以下で、平成17年1月1日現在において65歳以上であった方については、平成18年度は300円、平成19年度は600円、平成20年度以後は1,000円となります。)

※ 前年の合計所得が一定の金額以下であること等の理由により、県民税均等割が非課税の方には課税されません。

法人

(県内に事務所等を有する法人等)
税率:年額 法人県民税均等割額の10%相当額

資本金等の額	年税額
50億円超	80,000円
10億円超～50億円以下	54,000円
1億円超～10億円以下	13,000円
1千万円超～1億円以下	5,000円
上記以外の法人等	2,000円

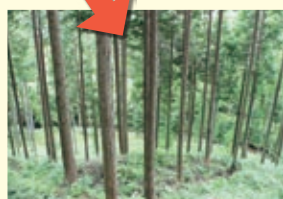
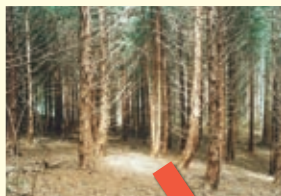


うつくしま、ふくしま。
福島県

福島県森林環境税の使いみち

森林環境の適正な保全

荒廃が懸念される水源地域の森林など公益性が高い森林の整備を推進します。



森林資源の利用促進

森林づくりにともなって発生する間伐材などを有効に活用します。



県民参画の推進

森林環境学習の機会の提供やボランティア活動を支援します。



ふくしまの森林文化復興

先人たちが育んできた森林文化・木の文化を見直し、後世に伝えます。



森林環境の調査研究

森林づくり推進に必要な調査研究を行います。



森林環境基金の運営

情報公開等を通して森林環境税の透明な運営を確保します。



市町村が行う森林づくりの推進

市町村の創意工夫による森林づくりを推進する財源として交付金を交付します。



森林環境税に関するお問い合わせ先

税の仕組みについて

福島県総務部課税収税グループ

〒960-8670 福島市杉妻町2-16
電話 024-521-7068・7069
ホームページ <http://www.pref.fukushima.jp/zeimu/>
E-mail kazei_shuuzei@pref.fukushima.jp

税の使いみちについて

福島県農林水産部森林計画グループ

〒960-8670 福島市杉妻町2-16
電話 024-521-7422
ホームページ http://www.pref.fukushima.jp/forest_c/
E-mail shinrinkeikaku@pref.fukushima.jp